**令和４年度「コロナ禍における施設利用者・地域活動応援事業」**

**補助要領**

社会福祉法人　西宮市社会福祉協議会

１．趣　旨

　　新型コロナウイルス感染拡大により、各施設等の入所者や利用者は、外出や家族や地域住民、ボランティア等との交流が難しい状況にある。また、地域活動においては、活動を安全に安心に開催するにあたり、新型コロナウイルス感染予防対策が必須のものとなっている。

そのため、コロナ禍において施設入所者や地域住民の生活が疲弊しないための、施設内やつどい場等の取り組みや感染予防対策に必要な経費を補助する。

２．事業対象団体

　　対象団体は、西宮市内に所在する次の区分に該当する施設・団体等で、西宮市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）から補助申請の案内を行う施設・団体とする。

　（１）民間社会福祉施設（令和４年度「西宮の福祉」掲載の社会福祉施設一覧に記載の施設）ただし、下記の社会福祉施設は対象外とする。

①設置主体が県、市、市社協、社会福祉事業団

　②保育所、法外の児童福祉施設

③障害者自立支援法に基づくケアホーム・グループホーム、法外の障害者生活ホーム

　④老人福祉法に基づく老人福祉施設

⑤特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護施設、小規模多機能型居宅介護施設**以外**の介護保険法に基づく介護保険施設・事業所

　（２）市社協の把握している地域のつどい場・認知症カフェ・子ども食堂

３．対象事業

　　対象となる事業は、各団体の交流活動及び施設等で利用者が安心して豊かに暮らせる取り組み及び新型コロナウイルス感染予防対策に必要な経費

４．補助内容

　（１）**一事業所につき、２０，０００円を補助限度額**として、申請に基づき補助する。

　　　　但し、同一住所内に同一法人施設が複数ある場合、申請時にはいずれか一つの施設からの申請とする。

　（２）補助は年度内に１回限りとする。

５．補助申請

　　補助を受けようとする施設・団体等は、補助交付申請書（様式１）に必要事項を記入の上、市社協に提出すること。申請期日等については下記のとおりとする。

申請期日　**令和４年１１月１８日（金）**

　　　※上記日程までに申請され補助決定した場合、補助金交付日は12月初旬を予定

６．補助決定等

　（１）市社協で申請内容を審査し補助を決定した場合は、補助交付決定通知書（様式２）により通知する。

　（２）補助交付決定通知書に同封する「歳末たすけあい運動啓発用ポスター」を掲示し、周知に努めるものとする。

７．実績報告・精算等

（１）補助金の交付を受けた施設・団体等は事業終了後速やかに、報告書（様式３）に必要事項を記入の上、取り組みや購入備品等の写真・データ及び領収書の複写を添えて

**令和５年１月１３日（金）**までに市社協に提出すること。

（２）補助金に残額が生じた場合は、精算し補助金を市社協に返還するものとする。

（３）補助金の対象事業以外への充当及び申請・報告内容に虚偽が認められる場合は、補助金の返還を求める。

以　上